

平成 28 年度
行政庁との意見交換会

と き 平成 28 年 8 月 3 日（水） 16 時 00 分～

ところ メルパルク広島 5 階「桜」
広島市中区基町 6-36

中国土木施工管理技士会連合会

平成 28 年度中国土木施工管理技士会連合会 意見交換会 出席者名簿

行政庁

国土交通省中国地方整備局	局 長	丸 山 隆 英
	副 局 長	川 嶋 直 樹
	副 局 長	瀬 良 智 機
	企 画 部 長	吉 田 敏 晴
	技術調整管理官	猪 森 正 一
	技術開発調整官	中 川 哲 志
	技術管理課長	井 上 和 久
	技術管理課 課長補佐	松 本 信 雄
鳥取県土整備部	技術企画課長	福 政 孝 啓
島根県土木部	技術管理課長	川 西 敏 英
岡山県土木部	技術管理課長	清 広 雅 史
広島県土木建築局	技術企画課技術管理担当監	長 谷 川 寿 男
山口県土木建築部	技術管理課長	本 山 司

来賓

一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	会 長	谷 口 博 昭
	専 務 理 事	小 林 正 典

中国土木施工管理技士会連合会

一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会	会 長	井 中 紳 二
	副 会 長	橋 崎 信 幸
	副 会 長	住 田 孝 昭
	副 会 長	藤 原 秀 光
	副 会 長	松 澤 弘 一
	副 会 長	山 根 一
	専務理事	中 村 力 男
	事務局長	吉 多 恵 美 子

島根県土木施工管理技士会	会 長	長 岡 秀 治
	副 会 長	原 諭
	副 会 長	堀 江 洋 一
	副 会 長	福 井 竜 夫
	副 会 長	田 中 孝 仁
	専務理事	見 継 敏 博
	事務局長	辻 友 博
	事務局次長	上 田 剛 史

岡山県土木施工管理技士会	会 長	草 地 三 陽
	副 会 長	井 上 文 男
	副 会 長	片 山 幹 雄
	事務局長代理	山 崎 博 美

広島県土木施工管理技士会	会 長	松 岡 義 幸
	副 会 長	丸 山 昭 義
	副 会 長	谷 口 徹
	副 会 長	斉 藤 哲 也
	事務局長	常 光 秀 夫

山口県土木施工管理技士会

会 長	勝 井 優
副 会 長	吉 富 壮 克
副 会 長	内 崎 茂
専務理事	藤 山 泰 司
事務局長	中 西 利 雄
参 与	広 田 隆 行

(敬称を略し、順不同でございますが、ご了承ください。)

意見交換会次第

- | | | |
|------|------------------------|-------|
| 1 開 | 会 | 16:00 |
| 2 開 | 会 挨拶 | |
| 3 行政 | 庁代表挨拶 | |
| 4 来 | 賓 挨拶 | |
| 5 出 | 席者紹介 | |
| 6 意 | 見 交 換 | |
| | (1) 国土交通省中国地方整備局に対する事項 | |
| | (2) 各県行政庁に対する事項 | |
| | (3) その他 | |
| 7 閉 | 会 | 17:50 |
| ○ 懇 | 親 会 | 18:00 |

国土交通省中国地方整備局への要望

平素から、中国土木施工管理技士会連合会の活動について、温かいご理解とご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

技士会は、土木施工管理技士自身の技術力の維持及び向上と社会的地位の向上を図り、良質な社会資本の整備に貢献することを目的に活動しています。

つきましては、当技士会連合会として、下記事項につきまして要望しますので、ご検討並びにご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【法令・制度・建設産業の振興に関すること】

1 担い手の確保育成と労働環境の改善について

危機感が高まっている建設業の人材不足への問題解決に向けて様々な施策を実施されていますが、建設業界の労働条件は悪化の一途をたどっており、求人を出しても応募がないなど、建設業界の安定した労働環境の整備が必須だと思われま

す。モデル工事の実施を打ち出されているところですが、完全週休2日制を達成可能な工期設定をした工事の発注、社会保険未加入対策の更なる徹底など労働環境の改善を図る対策をお願い致します。

2 土木施工管理技士の受験資格要件の緩和について

土木施工管理技士の資格取得のハードルを下げ、そのことによる技術の未熟な点は資格取得後の現場でのフォローアップとCPDS教育を徹底して行うことを義務付けて補う制度にしていただき、土木施工管理技士の資格を取りやすくしていただきたい。このことにより、多くの若い技術者に現場管理を経験させる場を作ること

もでき、実績経験者をより多く育て、技術者不足を少しでも解消することができると思います。

土木系の大学や高校卒業者が建設業に魅力を感じてなく、土木系以外の学校卒業者の求人も辞さない現在、4～5年で実際に現場に就けるようにしないと建設技術者の処遇改善につながらないのではないのでしょうか。

【入札・契約に関すること】

3 早期の現場着手と適正な工期設定について

改正品確法の「担い手の中長期的な育成・確保とそのための適正利潤の確保」という趣旨を踏まえ、処遇改善、休日の拡大を進める上では、適正価格による契約や適正規模での発注、また、適切な工期の設定と適格な工程管理が不可欠となります。

現状では、設計図書は別途指示により施工するという概数発注、或いは支障物件等の協議遅延、関係機関・地元関係者との調整不足・未調整での発注があり、受注者がこれらの資料作成や折衝を行うケースも多く見受けられ、このような場合は、工事を受注したが着手できない、或いは工期延期をせざるを得ないということになります。

また、協力(下請負)業者が見つからない状態が生じる、追加費用が発生する、工期が足りなくなる(特に河川海岸工事では、出水期の制約や気象(海象)条件により、さらに工期が厳しくなる)等の影響を受けます。

適正な利潤を確保するためには、正確な設計図書、適正な工期設定、工期に関する条件明示などが必要です。これらを基に的確な工程管理が不可欠となります。

つきましては、実際の現場条件などを考慮した正確な設計図書、関係機関等との調整、適正な工期設定、工期に関する条件明示の徹底をお願いします。

4 現場担当技術者評価型総合評価落札方式の対象工事について

現在、この方式の対象工事は予定価格が3億円以上の工事のほか、工事難易度がⅢ以上の工事、工事内容を勘案して工事難易度がⅡの工事も対象となっており、工事内容によっては、予定価格が少額(1～2億円)な工事も対象となります。

予定価格が少額な工事の場合、現場担当技術者を配置すると現場管理費を大幅に圧迫しますので、この方式の対象は規模の大きな工事としていただきたいと思います。

【設計・積算・工事の施工に関すること】

5 工事施工段階における適切な設計変更について

発注時の設計に現地調査不足による不備があり、これに伴う設計変更の必要があるという事例が多い現状があります。その中で、発注者が会計検査を懸念し、同一年度の他工事や隣接工事との整合がとれないといった理由により設計変更を認めていただけないことも多々あります。

建設業界の健全な発展のためにも、必要な設計変更を認めて円滑な施工ができる環境整備を、なお一層図っていただけるようお願いします。

また、設計変更において歩掛見積り等依頼される場合、特に自社施工中でない場合には、内容が漠然としていたり、特殊工法が含まれていたりしますので、適正な見積りができるように、詳細な条件を提示していただくようお願いします。

6 三者会議の実施について

工事の早期着工・品質向上のために、設計者の思想・発注者の思想を教えていただければ、手戻りなく工事を行えると思います。このためにも、施工計画作成前に設計者・発注者・受注者による三者会議を開催し協議していただきますようお願いいたします。

また、工事終了後も三者会議を実施することにより、工事の反省点や次施工への教訓等を発表することにより、建設技術者の技術レベル向上に役立てていただきたいと思っております。

7 間接工事費の補正について

間接工事費の補正については、山間僻地や離島が対象となっておりますが、僻地の定義が、「人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区」とされ、限定的であります。

山間地においては、狭隘な場所への資材搬入等、地形的条件が厳しい現場が多々あることから、このような場合に受注者の負担が軽減するよう、間接費の補正による手当などの検討をお願いします。

8 情報化施工活用工事について

盛土工における情報化施工活用工事において、当初設計に計上されている1日当たり施工量が大幅に下回り、他工区からの調達も困難となった場合など、結果として、情報化施工に必要な機械器具の損料負担額に大きな差異を生じる他、計画した工程にも大きな狂いが生じます。

今後、情報化施工活用工事が増えると聞いておりますが、施工規模や施工条件が情報化施工のスペックに合わない場合には、実施工に応じた機械器具の損料算定方法を採用、或いは、在来工法での施工に変更できるような制度を確立していただくようお願いいたします。

9 マスコンクリートのひび割れ対策について

コンクリート施工において、有害なひび割れは、構造条件、施工時期などの要因で発生確率は様々です。ひび割れ対策において、中国地方整備局土木設計マニュアルによると、躯体幅が15m以上になる場合は、誘発目地を設けるのが良いとなっておりますが、誘発目地等の設置について15mに固執せず、温度応力解析等の結果に基づき、柔軟に対応していただきたい。

「道路橋示方書・同解説」、「土木工事共通仕様書」に基づき、非線形温度応力解析3次元方法を用いて、セメント水和熱によるひび割れに対する検討等を行い、ひび割れ発生確率を予測し、構造物の特性を考慮した上で、誘発目地の設置を提案し発注者と協議します。

しかしながら、現状ではひび割れ対策として「誘発目地の設置に関する協議」を
発議しても、中国地方整備局土木設計マニュアルに基づいた標準的な数量の設置で
回答されます。

受注者はひび割れを最小限にくい止めたい、良いものを作ろうという信念から、
結局受注者負担にて、解析結果に基づいた誘発目地の設置数を、施工しているのが
現状です。

発注者は前述の15mに固執されますが、仮に、受注者の提案どおりに誘発目地を
入れなかったため、ひび割れが発生した場合、発注者は如何なる措置を執られるで
しょうか。後々問題が生じないように、受注者の意見を真摯に受け止めていただき
たいと思います。

10 積算基準の検討について

(1) 深層混合処理工法等における事前調査及び室内配合試験の設計計上について

深層混合処理工法・固結工・安定処理工等における、事前調査及び室内配合試
験は、設計強度を確保させる固化材添加量を定める上で重要な試験項目で、その
結果は設計に大きく反映される等、特殊な品質管理を要する試験に該当するもの
と思慮されます。

現在の品質管理に記載され、共通仮設費の率計算に含まれる内容ではなく、特
殊な品質管理に要する試験費用として位置づけられるものであり、技術管理費の
積上げ分として、設計計上していただきたいと思います。

(2) 岩掘削にて発生した岩塊の小割について

岩掘削で発生した岩塊を、路体盛土材として使用する場合、岩塊30cm程度以下
の小割作業を検討していただきたいと思います。

工事中、中硬岩の発生が確認された場合、国土交通省土木工事積算基準により、
掘削法の選定を行うと、火薬併用リッパ掘削(クローラドリル)となります。

また、岩分類及び適用掘削法の掘削法説明により「ふかし発破後、リッパ装置
付ブルドーザによる掘削と押土を行う工法で、掘削補助として大型ブレーカを組
み合わせる。」とありますが、岩塊の粒径規定に関する記述は無く、実際に岩掘
削された岩塊は30cm以上、直径1.0m以上のものもあります。路体盛土は30cm以下
の岩塊規定があり、岩掘削直後の岩塊を盛土材として使用するには、二次破碎に
て30cm以下に小割する必要があります。是非とも小割の経費を検討していただき
たいと思います。

また、盛土の構造によっては、土の三軸圧縮試験を実施する必要があります。
土木工事共通仕様書では、材料の項目に記載されていますので、請負業者側で試
験を実施することになりますが、工事によっては、発注者が指示し使用する盛土
材料が一定でなく、種類が変わる毎に設計条件の数値が確保されるかどうか試験
を行う必要があります。所定の構造を構築するために必要な盛土材料を判定するた
めの試験については、技術管理費で積み上げるべきではないでしょうか。

(3) 仮橋・仮栈橋工の積算について

下部工について

仮橋施工においては、1 スパン毎に下部上部を築造前進する施工方法が主ですが、段取り替えでの効率低下により機械損料費に差異が生じています。また、実施工では、足場の設置が必要ですので、これらの積算及び歩掛りの見直しをお願いします。

上部工について

仮橋上部工の主桁の横倒れ座屈防止のため横継材を取り付ける場合、取り付け作業に必要な溶接工が計上されていません。

また、近年では上下部ともにボルト接合が主であり、工場加工の後、現場に搬入し組立てますが、実作業に応じた加工・運搬費を計上していただくようお願いいたします。

(4) 水替工の積算について

河川工事等の締切り排水について、作業時排水を常時排水に変更する協議をしていますが、ほとんどの場合が施工者の企業努力で常時排水を行っています。

地山からの透水量が多い場合、締切り内で作業できるようになるまで約6時間の排水時間を要することもあることや、作業終了後に排水を中止した場合の水位上昇により床堀法面の崩壊が懸念される等の理由により水替えポンプを停止することなく昼夜連続で常時排水することを余儀なくされています。

このような場合、常時排水による設計変更或いは現場条件を加味した見積りによる積算計上を考慮いただきたいと思います。

(5) 橋梁補修工の積算について

これまで小規模な工事内容が各所に点在する維持補修工事の積算については、一定の距離で点在する場合は1箇所毎に諸経費を積算する、小規模施工の新しい歩掛りを採用する等の改定がなされてきましたことに感謝申し上げます。

しかしながら、橋梁補修工における切削オーバーレイの施工単価は、通常工事の積算と変わらず、施工面積が極端に少なくても切削機・舗装機械等を常用単価で契約せざるを得ません。

重要構造物であり施工面積が少なく施工難度の高い橋梁補修工については、積算にあたって施工歩掛見積を採用する等のご検討をお願いします。

各県行政当局への要望

1 設計業務の精度向上について

発注時に現況地盤の支持力不足がわかっている場合においても、その対策工法が検討されていないため、受注者がその検討を強いられるケースが多々あります。

調査・設計業務時点でこれらの対策工法を提案し、当初設計に反映できるよう、コンサルタントの指導を含め対応をよろしくお願いします。

2 岡山県建設工事に係る成績評定要領等の改定について

岡山県では、平成28年1月1日から工事成績評定要領の見直しを行い、「各評価事項の段階数やその判定の目安を国と同じにします。」とQ&Aで言っておられますが、工事成績評定結果を見ると随分バラツキがあるように見えます。

例えば、請負金が五百万円の工事と数億円の工事と同じ評価ではおかしいと思います。工種が多い、工事期間が長い、市街地の工事、夜間工事など工事の規模や難易度等により加点評価をお願いしたいと思います。

3 岡山県の入札制度における配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)の配置について

監理技術者制度運用マニュアルにおいては、「請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間は工事現場への専任は要しない。ただし、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。」とされています。

国土交通省中国地方整備局では「現在従事している工事の従事役職が主任技術者又は監理技術者の場合で本工事と重複する期間が生じる可能性がある場合は、現場施工に着手する時点（契約締結日から30日以内）で他工事が完成しており該当工事に専任できること。」とされており、岡山県におかれましても、国土交通省中国地方整備局と同様に、契約締結日から30日以内に主任技術者又は監理技術者を工事に専任できるようにしていただきたいと思います。

4 4週8休を目指した休日の拡大について

担い手確保育成にもつながる労働環境改善の取り組みの一つとして、4週8休の休暇体制が可能な形での工事の発注をお願いしたいと思います。

週休2日制にならない理由として、受注者に責任のない工程の遅れを取り戻す必要があったり、発注者からの工期短縮への要望があるのが現状です。完全週休2日制の達成現場に対する工事成績評定での加点や違反現場へのペナルティーなど週休2日制を実施できるような対策を考慮していただきたいと思います。

5 総合評価制度における低入札対策について

建設技能労働者の高齢化は著しく、担い手の確保が重要課題となっており、魅力ある建設業とするため、賃金水準の向上、社会保険加入の促進、休日の拡大などの取り組みが行われています。

このような中で、公共工事設計労務単価の4年連続の引き上げなど、抜本的な取り組みをしていただいております、各社においても賃金アップの取り組みも始まっています。

しかしながら、他産業に比して建設業の賃金水準は依然として大きく遅れているのが現状です。

このため、賃金の改善に資する適切な利潤が確保できるよう、総額失格基準を適正な価格で設定していただくようお願いします。

また、総合評価制度の入札において低入札が頻発しています。総合評価の加点項目の中に、国交省と同様に施工体制評価点を採用していただき、低入札となった場合その点数を減じる等の処置を講じていただき、低入札の発生が少しでも減少するようご検討くださるようお願いいたします。

6 予定価格について

予定価格については、改正品確法に基づく運用指針により原則として事後公表とされているところであり、建設業者の技術力向上のためにも事後公表が必要なものと考えています。

広島県におかれましては、5億円以下の工事については事前公表されていることから、昨年度も事後公表について要望したところです。

つきましては、最近の応札状況等を踏まえて、予定価格事後公表の適応範囲を拡大して、適正な積算による競争を促進していただくようお願いします。

7 配置技術者の取り扱いについて

一般競争入札（事前審査型）WTOの配置技術者の取り扱いにおいて、現行では開札日までに配置可能な状態の技術者での参加が義務付けられていますが、事後審査と同様に契約日時時点で配置可能な技術者で参加できるようにしていただきたい。

また、入札から落札決定までの期間が約1ヶ月を要する場合があります、その期間は配置予定技術者が拘束されます。限られた人員の中で入札参加機会を増やすため、落札決定までに他工事を落札した場合には、国土交通省と同様に申し出による取り下げを認めていただくようお願いします。

国土交通省の入札制度では、入札書の提出後から落札者決定の前までの間において、他の工事を落札した事により配置技術者を配置出来なくなった場合は、申請書の取り下げが可能となっています。

各県技士会の状況

1 設立時期・会員数 調書

【設立時期】

	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
設立 年月日	S61.5.12 H25.4.1 (一社)へ移行	H3.4.16	H3.12.5	H4.4.9	H3.2.14

【会員数】

※()内の数字は女性会員

	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
平成 21 年					
1 級	1,199 (48)	2,085 (30)	929 (14)	3,070 (52)	2,197 (21)
2 級	352 (22)	272 (13)	138 (13)	524 (38)	380 (12)
計	1,551 (70)	2,357 (43)	1,067 (27)	3,594 (90)	2,577 (33)
平成 22 年					
1 級	1,275 (42)	2,102 (28)	956 (15)	3,035 (48)	2,322 (39)
2 級	352 (19)	293 (13)	135 (12)	594 (37)	412 (17)
計	1,627 (61)	2,395 (41)	1,091 (27)	3,629 (85)	2,734 (56)
平成 23 年					
1 級	1,293 (38)	2,097 (28)	969 (15)	3,106 (48)	2,390 (40)
2 級	358 (18)	294 (10)	125 (12)	560 (40)	410 (18)
計	1,651 (56)	2,391 (38)	1,094 (27)	3,666 (88)	2,800 (58)
平成 24 年					
1 級	1,299 (42)	2,074 (26)	957 (12)	3,123 (49)	2,395 (40)
2 級	346 (15)	295 (14)	126 (9)	547 (38)	408 (18)
計	1,645 (57)	2,369 (40)	1,083 (21)	3,670 (87)	2,803 (58)
平成 25 年					
1 級	1,276 (45)	2,042 (26)	995 (12)	3,036 (44)	2,381 (40)
2 級	319 (14)	321 (16)	128 (9)	569 (33)	348 (18)
計	1,595 (59)	2,363 (42)	1,123 (21)	3,605 (77)	2,729 (58)
平成 26 年					
1 級	1,279 (43)	2,041 (32)	1,056 (15)	3,004 (46)	2,338 (37)
2 級	313 (16)	276 (10)	114 (6)	538 (33)	337 (18)
計	1,592 (59)	2,317 (42)	1,170 (21)	3,542 (79)	2,675 (55)
平成 27 年					
1 級	1,292 (38)	1,996 (28)	1,083 (18)	3,025 (46)	2,319 (38)
2 級	296 (19)	247 (9)	108 (7)	552 (35)	340 (20)
計	1,588 (57)	2,243 (37)	1,191 (25)	3,577 (81)	2,659 (58)
平成 28 年					
1 級	1,303 (35)	1,966 (32)	1,088 (20)	2,954 (46)	2,329 (38)
2 級	296 (12)	237 (9)	115 (7)	526 (35)	318 (19)
計	1,599 (47)	2,203 (41)	1,203 (27)	3,480 (81)	2,647 (57)